

一般財団法人ぐんま未来基金 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人ぐんま未来基金と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、ぐんまの未来に向け地域の社会課題解決のために、そのきざしに寄り添い、あらゆる主体が力あわせ公益を支える仕組みを強化し、持続的に幸福が循環する自立参加型の共生社会を共創することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益の増進に資する事業を行う諸主体に仲介・提供するために、資金等の資源を募り、また確保する事業
 - (2) 公益の増進に資する事業を行う諸主体に対し、助成、顕彰等を行う事業
 - (3) 公益の増進に資する事業を支援するために、不動産等の資源を活用する事業
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、公益の増進に資する事業を行う諸主体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
 - (5) 公益の増進に資する事業を行う諸主体及び資源提供者に対するコンサルティング、講座及びセミナーの開催事業
 - (6) 公益の増進に資する事業に係る調査研究、情報収集及び情報発信に関する事業
 - (7) 公益の増進に資する事業を推進するための普及・啓発物品、寄附金付物品及び出版物等の販売
 - (8) 前各号に掲げる事業のほか、社会を構成する多様な主体が公益活動を支え、担う仕組みの検討及び実施に係る事業
 - (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、群馬県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者ぐんま未来基金設立準備会は、次に掲げる財産を当法人の設立に際して拠出する。
基本財産 現金300万円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 当法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の摘要を受けるものいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し

行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 当法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、この定款に定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬)

- 第12条 評議員は無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うために必要な費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

- 第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 評議員会は、次の項目について決議する。
- (1) 評議員並びに理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
 - (3) 貸借対照表、損益計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

- 第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 2 臨時評議員会は、必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 残余財産の処分
 - (4) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) その他法令又はこの定款で定める事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印又は電子署名する。ただし、評議員会の決議の省略又は評議員会への報告の省略をした場合には、この限りでない。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かななければならない。

評議員会の決議の省略をした場合の同意の意思表示を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録についても同様とする。

(評議員会規則)

第21条 その他評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、2名以内を副代表理事、1名を専務理事とすることができる。
- 4 前項の副代表理事及び専務理事をもって、一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 当法人の監事には、当法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。
- 6 その他、理事及び監事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第6条第1号の欠格事由に該当してはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、その定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、評議員会の決議を経て、別に定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号の取引をした理事は、その取引の後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第30条 当法人は、役員又は評議員の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第31条 当法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会で任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、当法人への助言や協力を行い、代表理事に対して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は次の職務を行う

- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 顧問の選任及び解任
 - (5) 評議員会の開催の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定
 - (6) 規則の制定、変更及び廃止
 - (7) 第7条第1項に規定された事業計画及び収支予算の承認
 - (8) 事務局について必要な事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第30条の責任の免除及び責任限定契約の締結

(開催)

第34条 通常理事会は、毎年定期的に、年4回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から、一般法人法第197条において準用する同法第101条に規定する場合において、必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

3 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、出席した理事の中から議長を互選する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、理事会の決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に関わる職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第24条第4項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事会の決議の省略又は理事会への報告の省略をした場合には、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、出席した理事及び監事は、代表理事の選定又は解職をした理事会の議事録に記名押印する。
- 4 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かななければならない。理事会の決議の省略をした場合の同意の意思表示を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録についても同様とする。

(理事会運営規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第42条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数を以て行う評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第10条についても適用する。

(合併等)

第44条 当法人は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数を以て行う評議員会の決議を経て、法令の定めに従い合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第46条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事情によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報保護)

第50条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第12章 事務局

(事務局)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、代表理事が任免する。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第13章 その他

(設立時の評議員)

第53条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	青柳美保
	井上謙一
	太田琢雄
	大宮登
	片亀光
	神部安希子
	熊倉浩靖
	佐藤倉雄
	田中一雄
	津田茂
	西園大実
	萩原香
	船戸いずみ

(設立時の役員等)

第54条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	小竹裕人
	秋山麻紀
	岩崎重国
	草場史子
	坂本祐子
	角田正基

友松寛
福田秀幸
星野麻実
星野久子

設立時代表理事 小竹裕人

設立時監事 小山範之

(最初の事業計画等)

第55条 当法人の設立当初の事業計画及び収支計画は、第7条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和6年6月末日までとする。

(設立者の名称及び住所)

第57条 当法人の設立者は、次のとおりとする。

住 所 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

県庁昭和庁舎1階 NPO・ボランティアサロンぐんま内群馬 NPO 協議会気付

設立者 ぐんま未来基金設立準備会

(法令の準拠)

第58条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他法令に従う。

附則(2024年3月29日)

この定款は、当法人の設立の登記の日から施行する。

附則(2026年1月31日)

この定款の一部変更は、評議員会の決議のあった日から施行する。